

精神障害者も身体・知的障害者同等に 交通運賃割引制度の適用を求める要望について

公益社団法人全国精神保健福祉会
理事長 本條 義和
〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-46-13
ホリグチビル 602
TEL 03-6907-9211 FAX 03-3987-5466

【他障害者の交通運賃割引制度の経過と現状】

身体障害者

身体障害者（肢体不自由者や視覚・聴覚障害者など外部障害者）は、身体障害者福祉法制定時の昭和25年から実施されています。

（1）割引対象はJR・民鉄・航空・旅客船・バス・タクシーの運賃及び有料道路通行料金となっています。

（2）内部障害4団体（心臓、腎臓、呼吸器等）は、全国運動を展開して平成2年2月1日から割引制度が適用実施されました。

知的障害者

同じ条件・ニーズを持ち、障害者手帳の交付を受けている知的障害者と身体障害者を差別する不公平な制度是正に向けて、全日本育成会は、具体的かつ強力な要請行動を中央、地方、全国全地域で展開する決議を採択しました。地方組織も同様の決議を採択して会員への浸透を図ってきました。

（1）平成元年、運輸省・厚生省・総理府に対し「精神薄弱者（児）に対する旅客運賃の割引制度適用についての要望書」を提出し、JR等に対しては陳情書を提出してきました。

（2）全国200万署名運動を展開し、全国署名は253万3282筆に達しました。

（3）都道府県市町村議会による「精神薄弱者への交通運賃割引制度に関する意見書（地方自治法第99条）」が内閣総理大臣・厚生、運輸、建設、自治各大臣宛に提出されました。

（4）こうした運動の結果、平成3年12月1日より念願の運賃割引が適用実施されました。その後、高速道路通行料金の割引に取り組み、身体障害者同様の割引制度が適用されています。

【障害者間格差是正の法的根拠及び社会的正当性】

障害者間格差は「憲法14条（法の下での平等）」や「障害者権利条約」及び「障害者基本法」「障害者差別解消法」の理念や条文に反していることは明らかです。

障害者権利条約

第4条 一般的義務 一項

（b）障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置（立法も含む）をとること。

(d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。

第5条 平等及び無差別 2項

締結国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

第20条 個人の移動を容易にすること

(a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。

障害者基本法

第4条 差別の禁止 2項

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第24条 経済的負担の軽減

国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

差別解消法

第3条 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

財源問題について

参考：身体障害者・知的障害者団体が財源問題に対して主張してきた論点

割引制度の適用によって精神障害者の利用（社会参加）が拡大すれば同伴介護者も含め、一面では割引額イコール増収額との捉え方もできること。

〈例〉JR旅客運賃及び航空運賃などの営業政策的割引が数多く出されています。（青春18切符、JR東海ジパングなど）。上記割引は利用者拡大による増収策として講じられているのであり、障害者に対する割引も増収に繋がることは疑いのない事実であると考えます。

【他障害者が対象となっている交通運賃割引制度の内容】

〈JRの旅客運賃割引規則（JR各社共通）〉

●第1種身体障害者若しくは12歳未満の第2種身体障害者（身体障害者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記載）又は第1種知的障害者若しくは12歳未満の第2種知的障害者（療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記載）に介護者が同行する場合（区間制限なし、12歳未満の第2種身体・知的障害者の場合は定期のみの適用で介護者のみ割引となる）

第1種身体障害者及び第1種知的障害者については定期乗車券・回数乗車券・普通急行券も対象となる）
⇒ 本人と介護者1人、各々50%割引。

●第1種身体障害者若しくは第2種身体障害者又は第1種知的障害者若しくは第2種知的障害者が単独で片道101km以上（他社線との連絡含む）乗車する場合（普通乗車券のみ）⇒本人のみ、50%割引。（1種・2種の区分は巻末資料3に掲載）

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者 又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

〈航空旅客運賃割引〉

●第1種身体障害者（身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第1種と記入されている者）及び第1種知的障害者が介護者と共に利用する場合 ⇒ 本人と介護者1人。

●第1種身体障害者若しくは第2種身体障害者（身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第2種と記入されている者）又は第1種知的障害者若しくは第2種知的障害者が単独で利用する場合 ⇒ 本人のみ

●割引率は航空運送事業者・路線によって異なります。大人普通運賃の約25%～37%の割引となります。

〈有料道路の通行料金の割引〉

●身体障害者が自ら自動車を運転する場合又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合 ⇒ 50%割引。

〈その他の公共交通機関の旅客運賃割引〉

（1）タクシー料金割引

各公共交通機関では、身体障害者等の積極的な社会参加を支援する社会的要請に応えるため、障害者への運賃割引制度を設定している。このうち、タクシー業界は、平成2年5月の運輸省（現国土交通省）地域交通局長通知（「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」）により、平成2年度から、身体障害者等に交付される手帳の提示でタクシー運賃の1割引を行う運賃割引制度を実施しています。

（2）バス運賃割引

一般路線バス（夜行・長距離を含む）

- ①1種……単独時は本人のみ、介護付きは本人と介護者ともに半額となります。
- ②2種……本人のみが半額となります。

（3）旅客船運賃割引

身体障害者手帳又は療育手帳を乗車券窓口に提示すれば50%割引となります。